



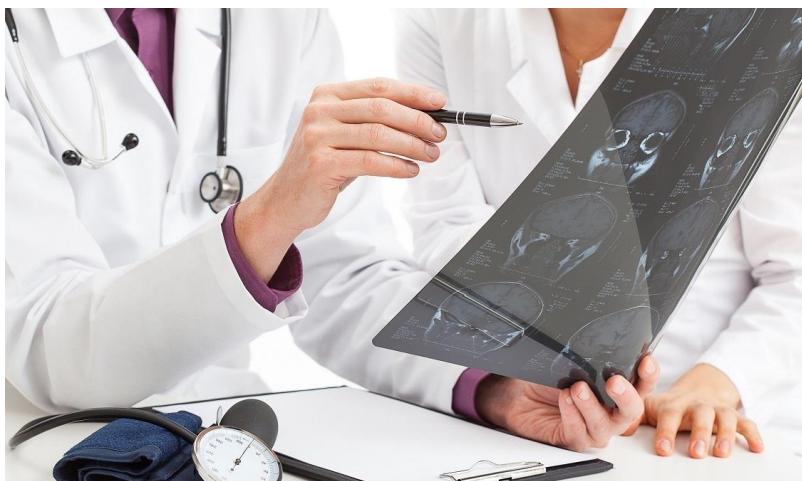
【WEBから申込可能！】

団体割引

20%適用！

※医師・医療施設賠償責任保険のみ

開業医のための 医師・医療施設賠償責任保険のご案内



＜募集要項＞

【申込方法】 民間医局 Web サイト (<https://www.doctor-agent.com>) の申込画面にてお申込みください。

【保険期間】 2026年6月1日（月）～2027年6月1日（火）

※保険期間の中途よりご加入いただくことも可能です。

＜更新手続きは簡単です！＞詳細は2ページをご参照ください。

前年からご加入されている先生は、ご加入内容の変更や継続停止のご希望がない場合、保険料の払込みのみで更新が可能です。

（引落口座をご登録の方はお引落し、口座未登録の方は指定口座へのお振込みとなります。）

＜代理店・扱者＞ 株式会社メディカル・プリンシプル社 ライフサポート担当

TEL : 03-6773-5932 FAX: 03-4565-6109

E-MAIL : life_support@medical-principle.co.jp

〒105-0004 東京都港区新橋4丁目1-1 新虎通りCORE

＜引受保険会社＞ 三井住友海上火災保険株式会社 金融法人第一部営業第二課

TEL : 03-6877-5159 FAX : 03-3277-9025

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5-19

民間医局の団体保険制度

民間医局では、会員の皆さまが安心して医療に専念できる保険をご用意しております。

1. 開業医向け医師・医療施設賠償責任保険 (任意で医療事故調査費用保険へ加入可能)

開業された先生が負う医療上の事故と医療施設の事故に対する損害賠償責任を補償する総合的な保険です。2015年10月1日から施行された「医療事故調査制度」に伴い、2017年度募集より医療事故調査費用保険も発売しております。ご希望の方はセットでご加入ください。

民間医局の団体契約で

団体割引

20%適用！*

*医師・医療施設賠償責任保険のみ団体割引適用

2. 開業医向けサイバープロテクター

患者情報を保有している医療機関は、情報漏えいのリスクに日々晒されています。

万一、患者の治療費や調剤歴等が漏えいしてしまったら…。

民間医局では、2020年より開業医の皆さん向けに「サイバープロテクター」をご用意しております。

詳細は、別冊のパンフレットがございますのでご希望の方はご連絡ください。

3. 団体長期障害所得補償保険～収入の減少に備える保険～

病気やケガが原因で「医師として」働けなくなったときの備え、できますか？うつ病等の精神疾患等、長期間にわたる療養が必要になると、家賃や生活費等様々なお金の不安がよぎります。民間医局では皆さんをサポートするオリジナル補償プランをご用意しております。

詳細はこちら
(民間医局 Web サイト)



民間医局の団体契約で

団体割引

15%適用！

365 日 web で
お申込み可能！

4. 医師の生活安心保険～ケガ・病気に備える保険～

入院・手術の費用や、他人にケガを負わせてしまった賠償金、親の介護費用など、日常生活には様々な費用が発生します。民間医局では、このようなリスクから先生方とご家族を守る保険をご用意しております。

詳細はこちら
(民間医局 Web サイト)



民間医局の団体契約で

団体割引

10%適用！

365 日 web で
お申込み可能！

◆医師・医療施設賠償責任保険（任意で医療事故調査費用保険へ加入可能）

ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は民間医局が保険契約者となる団体契約です。

(2) この保険にご加入いただける方（被保険者）と補償の範囲

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下のいずれかの場合となります。

申込人	歯科診療所を除く、病床数19床以下の一般診療所が本制度に申込が可能です。 ・民間医局怪異である <u>医療施設の管理者個人（開設者、院長等）</u> ※医療施設が法人格を取得していない場合。 ・民間医局会員が理事長または管理者となる <u>医療法人</u>
記名被保険者	同上

※保険の対象の医療施設にて発生した事故について、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が開業医・院長等管理者個人の場合はその個人が被る損害を補償し、被保険者が医療法人の場合はその医療法人が被る損害を補償します。（加入者が医療法人である場合、理事長または管理者個人は被保険者に含まれません。理事長または管理者個人を被保険者とする場合、別途個人で保険にご加入いただく必要があります。民間医局では「勤務医向け医師賠償責任保険」の取扱もございますので、詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。）

※申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※複数医療施設のご加入をご希望の場合、医療施設単位でお申込みが必要となります。

（注）日本医師会A会員の方は、日本医師会の医師賠償責任保険、院内調査費用保険に加入されておりますので、この保険にはご加入いただけません。

(3) 保険期間

2026年6月1日午後4時から2027年6月1日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年末満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票等の保険期間欄にてご確認ください。

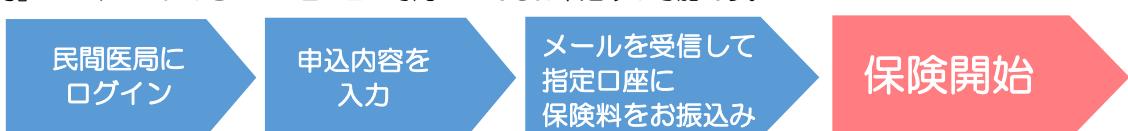
(4) 保険料の払込方法

保険料は、全額を直接入金（お振込み）で払い込む一時払となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。※次年度以降は引落口座をご登録いただくと、お引落しにてお支払いいただけます。

ご加入お手続きの流れ

〈新規ご加入のお手続きの流れ〉

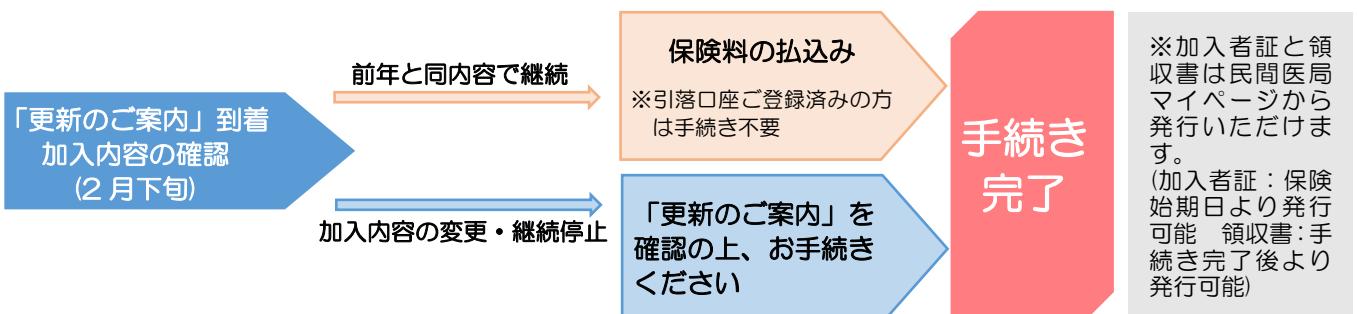
『民間医局』のマイページから365日・24時間いつでもお申込みが可能です。



※加入者証と領収書は民間医局マイページから発行いただけます。
※ご加入お手続き完了後、1ヶ月以内にお引落口座ご登録のご案内をお送りいたします。
お手続きいただきますと次年度より、便利な「自動引落」をご利用いただけます。

〈ご契約の継続について〉

- 前年からご加入されている皆さまにつきましては、保険料の払込みのみで手続きが完了します。この場合、前年と同内容（同じ加入タイプ）での更新になります。
- 次年度以降も上記と同様の取り扱いとさせていただきます。毎年2月下旬頃にお届けする「更新のご案内」をご確認の上、保険料を払い込んでください。加入内容の変更・継続停止については、「更新のご案内」をご確認の上、お手続きください。



※加入者証と領収書は民間医局マイページから発行いただけます。
(加入者証：保険始期日より発行可能 領収書：手続き完了後より発行可能)

1. 医師・医療施設賠償責任保険について

1-1. 補償の概要

この保険は、医療上の事故（下記①）と医療施設の事故（下記②）による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。診療所で医療行為に従事する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等が起こした事故も対象となります。（被保険者である診療所が使用者として責任を問われた場合に限ります。）

※日本医師会会員の方は、日本医師会の医師賠償責任保険に加入されており、この保険にはご加入いただけません。

※医療施設の事故では、提供した飲食物による食中毒事故も対象となります。

1-2. 保険金をお支払いする主な場合

①医療上の事故（医師特別約款）

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※加入者本人（医療施設の開業医・院長等管理者個人）は、非常勤先（加入者である開業医・院長等が管理者ではない勤務先）の事故も含めて補償します。加入者が法人である場合は、法人の理事長または管理者の非常勤先（加入者である医療法人が管理していない医療施設）での事故について、法人が責任を問われた場合に補償します。

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

○医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時

○被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

②医療施設の事故（医療施設特別約款）※医療行為以外の事故

日本国内において、被保険者の医療施設もしくは医療設備の不備または従業員の不注意が原因となって、保険期間中に、患者、付添人、見舞客等の第三者の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

1-3. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

【損害の種類】	【内 容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

前ページ①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{⑥争訟費用の額} \times \text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合せください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険金のお受け方法について

三井住友海上では、次の①から③のいずれかの方法で保険金をお支払いいたします。

- ① 被保険者が、保険金のお受け取り前に損害賠償金をすでに被害者に支払われた場合、三井住友海上は保険金を被保険者にお支払いします。
- ② ①以外の場合で、保険金を被保険者がお受け取りになることを被害者が承諾している場合、三井住友海上は保険金を被保険者にお支払いします。
- ③ 保険金を被害者が直接お受け取りになる場合、三井住友海上は保険金を被害者に直接お支払いします。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。

1-4. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物を、損壊（滅失、破損または汚損）した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょうう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

等

＜特別約款でお支払いしない主な場合 1－医師特別約款＞

- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。

等

＜特別約款でお支払いしない主な場合 2－医療施設特別約款＞

- 被保険者またはその使用者その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為によるその医療行為の対象となる者の身体の障害に起因する損害賠償責任
- 医療施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機、自動車または医療施設（設備を含みます。）外における船舶・車両（原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の瑕疵（かし）に基づく生産物または仕事の目的物の損壊（滅失、破損または汚損）それ自体の損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことによる損害賠償責任
- 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任

等

※上記以外にも、適用される普通保険約款、特別約款および特約により保険金をお支払いしない場合がありますので、約款・特約が必要な場合は、代理店・報者または引受保険会社までお申出ください。

2. 医療事故調査費用保険について

2-1. 補償の概要

この保険は、被保険者（医療機関の開設者及び管理者*）が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な以下の費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 死体の解剖、死亡時画像診断を実施するために、被保険者以外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用
- ② 死体の解剖、死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送または保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対して支払ったこれらの費用
- ③ 院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交通費
- ④ 医療事故調査等支援団体に、医療事故調査に必要な支援を求めた場合に、その団体に対して支払った費用。ただし、1事故につき20万円が限度となります。
- ⑤ ①～④のほかに、医療事故調査を行うために被保険者以外の者に対して支払った費用であって、当社が妥当と認めたもの。ただし、医療事故が発生した病院等に雇用されている者またはその病院等から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等は対象外となります。

*日本医師会A1会員の方は、日本医師会の院内調査費用保険に加入されており、この保険にはご加入いただけません。

2-2. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

費用・利益保険普通保険約款における保険金を支払わない場合

- (1) 次に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
ただし、②に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。
 - ① 保険契約者または被保険者
 - ② 保険金を受け取るべき者で①以外の者
- (2) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震、噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

医療事故費用・利益保険特約における保険金を支払わない場合

- (1) 次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 美容を唯一の目的とする医療行為
 - ② 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為を除きます。
 - ③ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）が法令に違反することを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
 - ④ 医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害
 - ⑤ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に医療事故の原因となる事由が生じていることを知っていた場合は、その医療事故
- (2) 次の費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約と同種の損害保険契約の保険料
 - ② 金利その他資金調達に関する費用
 - ③ 次のいずれかに該当する費用
 - (ア) 医療設備の購入代金
 - (イ) 研修への参加費用など医療事故の再発防止のための措置を被保険者が講じたことにより支出する費用

*上記以外にも、適用される普通保険約款および特約により保険金をお支払いしない場合がありますので、普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

支払限度額と保険料

医師・医療施設賠償責任保険 保険料表

※団体割引20%適用

タイプ	医療行為に基づく事故 (医師特別約款)		建物、設備や提供した飲食物に基づく事故 (医療施設特別約款)			1施設あたり 年間保険料 (一時払)
	身体障害		身体障害		財物損壊	
	1事故	保険期間中	1名につき	1事故	1事故	
A	3,000万円	9,000万円	3,000万円	6,000万円	300万円	47,520円
B	5,000万円	15,000万円	4,000万円	8,000万円	400万円	52,480円
C	1億円	3億円	5,000万円	1億円	500万円	61,670円
D	2億円	6億円	1億円	10億円	2,000万円	80,560円
E	3億円	9億円	1億円	10億円	2,000万円	98,800円

※団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらためて変更後の内容をご案内いたします。

※建物、設備や提供した飲食物に基づく事故(医療施設賠償責任保険)については、1事故につき1,000円の免責金額が適用されます。

医療事故調査費用保険 保険料表

※オプションでご加入いただけます。

タイプ	区分	支払限度額(1事故・保険期間中)	1施設あたり 年間保険料(一時払)
F	無床診療所	1,000万円	4,500円
G	有床診療所	1,000万円	14,000円

<医師・医療施設賠償責任保険、医療事故調査費用保険 共通>

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用についても、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票等の「支払限度額」欄にてご確認ください。

ご注意いただきたいこと

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。普通保険約款・特別約款および特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- <保険会社破綻時等の取扱い>
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
 - 補償対象となる場合には保険金や解約返りい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため
- 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等について、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

●事故が起こった場合のお手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合、または医療施設に起因した事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の①～③の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類^(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2021年10月1日以降始期契約用

医師賠償責任保険 費用・利益保険を ご加入いただくお客様へ 重要事項のご説明

この書面では医師賠償責任保険契約、費用・利益保険契約に関する重要な事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票等への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※加入者証は保険始期日より『民間医局』マイページから発行いただけます。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
医師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約(自動セット) + 医療施設特別約款

保険の種類	商品の仕組み
費用・利益保険	費用・利益保険普通保険約款 + サイバーインシデント補償対象外特約(自動セット) + 医療事故費用・利益保険特約

(2)補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で 補償を受けられる方をいいます。)
医師賠償責任保険 費用・利益保険	加入申込票等 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類または引受保険会社にこのご加入の申込みをするために送信する民間医局Webサイトのマイページ上のフォーム(申込画面)をいいます。

■保険金をお支払いする主な場合

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」の「補償の概要」および「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」の「補償の概要」および「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されています。

(3)セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

(4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」または加入申込票等の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5)支払限度額等

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、補償内容、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客様が実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」または加入申込票等の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務－加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)等の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。

加入申込票等^(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票等^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類または引受保険会社にこのご加入の申込みをするために送信する民間医局Webサイトのマイページ上のフォーム(申込画面)をいいます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象となる病院・診療所等、リスク区分を変更する場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」に記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

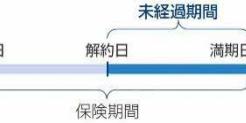
保険料は、「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」に記載の方法により払い込んでください。「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」に記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少くなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

「開業医のための医師・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者
株式会社メディカル・プリンシブル社 ライフサポート担当
〒105-0004
東京都港区新橋4丁目1-1 新虎通り CORE
TEL: 03-6773-5932 FAX: 03-4565-6109

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

三井住友海上お客様デスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。



<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808[ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)